

B 3 — 5 1

5 年 保 存 (常) (令 和 12 年 12 月 31 日 ま で)

F N . B 3 — 3 — 1
鹿 人 少 第 3 0 2 1 号
鹿 鑑 第 3 4 号
令 和 7 年 4 月 2 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担 当	人 身 安 全 二 係	TEL 

認知症に係る行方不明者発見活動について(通達)

認知症又は認知症の疑いがある行方不明者（以下「認知症等行方不明者」という。）の発見活動については、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。)、「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について(通達)」(令和5年9月20日付け鹿人少第244号ほか。以下「旧通達」という。)等に基づき実施しているところであるが、近年、自力での帰宅が困難であるなど、その生命・身体に危険が生じるおそれがある認知症等行方不明者に係る行方不明者届の受理数が増加傾向にあることなどを受け、下記のとおり旧通達の一部を改正したので、同内容に留意の上、認知症等行方不明者の早期発見・保護に万全を期されたい。

なお、この通達は令和7年4月21日から施行し、旧通達は令和7年4月20日限り廃止する。

記

1 行方不明者発見活動上の留意事項

(1) 特異行方不明者の判定

ア 行方不明者届を受理した警察署長（以下「受理署長」という。）は、規則第7条第1項の規定により届出人から必要な事項を聴取する際、届出人から、認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった場合は、自救能力がない者（規則第2条第2項第6号）として、規則第11条第1項の規定による特異行方不明者の判定を行い、行方不明者の生命・身体に危険が生じるおそれがあることを踏

まえ、規則等に基づく行方不明者発見活動を迅速に行うこと。

イ 人身安全・少年課長は、規則第11条第2項の規定により受理署長から特異行方不明者の判定に係る報告を受けた場合は、警察署における事案の処理方針を確認し、受理署長に対して積極的な助言・指導、支援を行うこと。

(2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 規則第7条第1項の規定により届出人から聴取する際は、認知症等行方不明者が過去に立ち回った地域や一人歩きした場所があるか、自ら氏名等を名乗ることができるか、通称名等である自称名はないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項を聴取すること。

イ 立ち回り見込先や一人歩きする場所が遠方にも及び得るなどといった認知症の特性を踏まえ、関係所属等に対して保護の取扱いや救急搬送等の有無をはじめ、認知症等行方不明者の発見活動に資するための各種照会を迅速に行うこと。

また、公表に関する届出人等の意思を確認した上で、規則第20条第2項の規定に基づき関係行政機関等への協力を求め、行方不明者の発見・保護のために関係行政機関等との間で構築しているSOSネットワークや各種広報媒体等を効果的に活用し、早期発見に努めること。

なお、立ち回り見込先等が判明した場合は、規則第21条の規定による特異行方不明手配を確実に行い、警察の組織的機能を十分に発揮すること。

ウ 認知症等行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は立ち回り見込先や一人歩きする場所が遠方へ及ぶおそれがある場合には、届出人の意思に基づき、規則第14条第1項の規定による資料の公表について検討すること。

エ 行方不明現場の状況等を踏まえ、関係行政機関等と緊密な連携を図りつつ、警察犬等の運用について検討するとともに、初期段階から最大限の搜索態勢を確立し、迅速かつ効果的な搜索活動に努めること。

(3) 届出人の心情に配慮した適切な対応

行方不明者の発見活動を行うに当たっては、届出人である行方不明者の家族等の心情に配慮し、その要望に応じた適切な対応を図ること。

2 迷い人を発見・保護した場合の留意事項

(1) 行方不明者届の有無の確認

認知症又は認知症の疑いがある迷い人（以下「迷い人」という。）を発見・保護した場合は、規則第19条第2項の規定により行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていることから、以下に留意すること。

ア 迷い人の発見場所を管轄する警察署（以下「発見署」という。）は、認知症の特性を踏まえ、規則第13条第1項の規定による行方不明者照会をより広範囲に実施す

るなど、迷い人の身元の確認に努めること。

また、人身安全・少年課長は、発見署の対応状況を確認し、積極的な助言・指導、支援を行うこと。

イ 発見署は、迷い人の取扱状況を記録し、他の警察署に照会するとともに、人身安全・少年課長に対して他の都道府県警察に対する照会（以下「迷い人照会」という。）を依頼すること。この場合において、依頼を受けた人身安全・少年課長は、速やかに他の都道府県警察に対する迷い人照会を行い、迷い人の身元の早期確認に努めること。

ウ イの迷い人照会を受けた警察署は、行方不明者届に係る日時と迷い人照会に係る日時とが相前後し得ることに配意し、事後の行方不明者届とも点検、確認すること。

なお、他の都道府県警察からの照会については、人身安全・少年課長が関与して確実な点検、確認に努めること。

エ 発見署は、迷い人の身元が判明せず、保護実施機関である市町村等に引き継いだ場合であっても、行方不明者届と迷い人照会に係る日時が相前後し得ることに留意し、事後においても適宜、行方不明者照会を実施すること。

(2) 引継ぎ先との連携

行方不明者発見活動を推進する観点により、引継ぎ先の市町村等による身元確認のための調査等に加え、警察としても市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、以下に留意すること。

ア 発見署は、迷い人を市町村等に引き継ぐ際は、当該市町村等による調査等により、迷い人の身元が確認され、又は迷い人の身元に関する情報が得られた場合における警察への情報提供について依頼すること。

イ 一定期間（おおむね1～3か月程度）を経ても迷い人の身元が判明しない場合は、市町村等からの要請に基づき、写真を付した資料（以下「身元不明迷い人台帳」という。）を警察署及び人身安全・少年課に備え付けるとともに、他の都道府県警察に提供して行方不明者届の届出人による閲覧に供するなど、市町村等による調査等と連携した身元の確認に努めること。

なお、身元不明迷い人台帳への掲載事項としては、市町村等の公開事項にもよるが、写真、氏名・年齢につながる情報、特徴・服装等、発見された状況、連絡先、閲覧対象、備付け期間等が望ましい。

ウ 身元不明迷い人台帳の閲覧等に関しては、「身元不明迷い人台帳閲覧制度運用要領について（通達）」（令和2年12月28日付け鹿人少第196号）に基づき適正な運用に努めること。

3 関係行政機関等との連携に際しての留意事項

規則第20条第2項に基づく関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者との協力については、以下に留意すること。

(1) SOSネットワークの運用

行方不明者の発見・保護のため関係行政機関等と警察署間で構築しているSOSネットワークについては、適宜、送信先等の点検や見直しを行うとともに、その活用が形骸化しないよう関係行政機関等との連携を強化し、効果的な運用に努めること。

(2) 広報等への協力依頼

各市町村等においては、独自のネットワークや広報媒体等を保有する地域があることから、行方不明者の発見に資する他の広報等について協力を求めること。

同ネットワークや広報媒体等がない地域においても、市町村等にその構築を働き掛けつつ、管内の関係行政機関等と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努めること。

また、若年性認知症の人は、外見から認知症の行方不明者と認識されにくい場合があることに鑑み、関係行政機関等と連携して適切に対応すること。

(3) 身元確認のための取組

認知症等行方不明者事案においては、氏名等が明らかとならないと身元の確認が困難となることから、市町村等に対しては、着衣・靴への記名、名札等の装着、QRコードが掲載されたシール等の活用の重要性や、地域住民への周知について働き掛けること。

(4) GPS等の位置情報を取得又は記録する機器の活用

認知症等行方不明者の生命・身体の保護を最優先とし、早期に発見・保護に資する手段の一つとして、GPS等の位置情報を取得又は記録する機器（以下「GPS等機器」という。）の活用が考えられることから、市町村等と連携し、認知症の人やその家族等に周知すること。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」において、認知症の人の意思決定の支援と権利利益の保護が基本的施策に掲げられていることを踏まえ、認知症サポーター養成講座を通じるなどして、認知症の人の意思決定の支援に関する理解を深め、認知症の人の意向に反してGPS等機器を装用させることがないよう配慮すること。

4 認知症等行方不明者発見時の留意事項

認知症等行方不明者を発見し、規則第25条及び第26条の措置等を講ずる際は、以下に留意すること。

(1) 認知症等行方不明者を発見した際は、当該不明者の生命又は身体の安全確認結果をはじめ、発生から発見までの時間経過、天候、飲食の状況等を踏まえ、直ちに消防等

と連携した救命措置について検討すること。

- (2) 届出人への通知等を行う際は、届出人に対して同種事案の再発を予防するための必要な助言・指導を行うとともに、認知症等行方不明者の状況や届出人の意向等を踏まえ、関係機関への情報提供等について検討すること。

5 認知症等行方不明者事案を予防する観点からの留意事項

認知症等行方不明者事案を予防する観点から、以下に留意すること。

- (1) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項の規定により高齢者等を保護した場合において、被保護者を関係者に引き渡す際などに、認知症又は認知症の疑いがある旨の申し出があった場合は、関係者に対して必要な助言・指導を行うとともに、関係者の意向等を踏まえ、関係行政機関等への情報提供等について検討すること。
- (2) 認知症等行方不明者事案を予防する観点等から、関係行政機関等と連携し、認知症等行方不明者の氏名や外出先等を確認するための対策をはじめ、行方不明となった場合における早めの届出について、広報等に努めること。